

審 第 2 1 3 8 号

答 申 第 5 1 1 号

平成 3 1 年 1 月 2 5 日

千葉県教育委員会教育長

澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 9 年 7 月 6 日付け教総第 4 0 0 号— 1 による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第 8 5 4 号

平成 2 9 年 5 月 1 8 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 9 年 4 月 1 4 日付け  
教総第 7 7 号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年4月14日付け教総第77号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年3月15日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成28年度教育功労者・学校教育の部・個人の部・県立学校の選考過程が判明する文書」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、平成28年度千葉県教育功労者表彰候補者についての起案文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年5月18日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

### (1) 審査請求に係る対象文書及び対象部分

本件審査請求の対象文書は、「平成28年度教育功労者表彰候補者（県立学校事務職員の部）（案）」（以下「候補者案」という。）及び「履歴書」である。

また、本件審査請求は、候補者案の不開示部分及び履歴書の「職務の遂行に係る情報」の部分を開示するよう求めるものである。

### (2) 審査請求の理由

上記（1）で示した部分は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

教育長は、「処分歴の有無や経歴」を「通常他人に知られたいと望む」情報であると主張するが、上「ただし書ハ」は、公務員の「職務の遂行に係る情報」については、「通常他人に知られたいと望む」情報であっても、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」ため、これを受忍し開示すべきとして定められたものである。

そもそも、公私を問わず、「どのような仕事をしているか」、「どこに勤めているか」等の情報は、「通常他人に知られたいと望む」情報であろう。

しかし、公務員については「どの部署で、どのような仕事をしているか」は、「ただし書ハ」によって明らかにされるのである。

したがって、「職務の遂行に係る情報」であっても不開示となるのは、それが「通常他人に知られたいと望む」という程度の情報ではなく、「著しく（公務員個人の）権利利益を害する具体的なおそれ」がある情報である場合に限られる。すなわち、「県の説明責務」と「公務員の権利利益」を秤にかけて、「公務員の権利利益」が優先されると客観的に判断できる場合に限られるのである。

これに照らして、候補者案を見れば、これは正に「県の説明責務」が求められる文書である。特に、教育長が“身内”を表彰するのであるから、一層具体的な説明が必要となる。

特に「関係団体役職経験年数」や「事務主幹〇年、……………、候補として妥当と判断する。」の不開示部分（……………の部分）は、表彰理由であり、正に説明責務を全う

すべき部分である。

そもそも、「候補として妥当と判断」した根拠が「通常他人に知られたくないと望む」情報であるとは到底考えられない。

また、「採用区分」及び「処分」の欄については、どのような記載があるか不明のため具体的な主張ができないが、「関係団体役職経験年数」は「職務の遂行に係る情報」であり表彰要件ともなっていることから、特に開示すべき部分である。

さらに、「氏名」以下不開示となった2名についても、候補者案に記載された情報は、「職務の遂行に係る情報」であり、「ただし書ハ」に該当する。

なお、「履歴書」については、文書ごと不開示となっているため、対象部分を特定することはできないが、そこには、氏名のほか、勤務先であるとか赴任年月等の「職務の遂行に係る情報」が記載されているはずである。

これらの情報は、「ただし書ハ」に該当する。

### 3 反論書の要旨

#### (1) 不可解な弁明

弁明書2(2)エ「表彰の候補者となった原因である行為が職務に関係するか否かにかかわらず、表彰の候補者となったこと自体は、個人の評価に関する情報であって、職務の遂行に係る情報であるとは言えない」が理解できない。

条例第8条第2号ただし書ハの適用については、当該情報が「職務の遂行に係る情報」であるか否かが問題なのであって、「個人の評価に関する情報」などという概念が入る余地はない。

同条第2号ただし書ハの解釈及び運用については、「千葉県情報公開条例解釈運用基準(平成13年3月12日制定)」に記されているとおり、「本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の所得情報、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない。」なのであって、「個人の評価に関する情報」というのは、また別の話である。

そもそも「職務に関係するか否かにかかわらず、(中略)職務の遂行に係る情報であるとは言えない」とはおかしな主張である。

同じく弁明書2(2)エ「履歴書については、(中略)当該者個人に係る身分の

取扱いに関する情報であって、当該者の職務の遂行に係る情報とは言えない」についても同様である。履歴書には、「当該者の職務の遂行に係る情報」や「職務の遂行との直接の関連を有する情報」が記載されているはずである。

上記と同様に、「身分の取扱いに関する情報」というのは、また別の話なのである。

また、履歴書をまるごと不開示としたことについての弁明がない。

## (2) 「身分の取扱い」について

教育長は、弁明書において「身分の取扱い」なる用語を繰り返し使っている。「身分の取扱いに関する情報」だから「職務の遂行に関する情報」ではないと。

しかし、「身分の取扱いに関する情報」とか「個人の評価に関する情報」というのは、条例第8条第6号に係る概念ではないだろうか。

そもそも、教育功労者及びその候補に推挙されることが「身分の取扱いに関する情報」や「個人の評価に関する情報」なのだろうか。

また、仮にそうだとすると、県費を使い“身内”を表彰するに当たって、その理由や経歴等を秘匿することが許されるのかどうか。ましてや「職務の遂行との直接の関連を有する」であろう「関係団体正副会長経験」などを隠す必要があるのだろうか。

こうした隠蔽行為は、県民に無用な疑惑を抱かせるだけではないだろうか。県の諸活動を県民に説明する責務を全うされるようにするとした条例の目的に反する行為と言わざるを得ない。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 本件対象文書の特定及び内容について

#### (1) 本件対象文書の特定について

実施機関は、本件請求を受け、上記第2の3のとおり、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

#### (2) 本件対象文書の内容について

千葉県教育委員会表彰規程（昭和35年千葉県教育委員会規則第10号）第4条の規定により、表彰を受けるものは、同規程第2条各号に掲げるものについて、千葉県教育委員会教育長が作成して提出する候補者名簿により、実施機関が決定する

必要がある。

本件対象文書は、この必要のために作成された、決裁した用紙、候補者案及び履歴書で構成されている。

## 2 処分の理由について

### (1) 不開示部分について

本件対象文書中、氏名、現在の職、事務主幹等経験年数、関係団体役職経験年数、採用区分、処分歴、判断理由及び履歴書（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

### (2) 条例第8条第2号該当性について

#### ア 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分のうち、氏名、現在の職及び履歴書については、氏名とともに一体として本件対象文書に記録されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。

本件不開示部分のうち、氏名、現在の職及び履歴書を除く部分については、表彰された者又は表彰の候補者に係る経歴が記録されており、個人に関する情報であって、当該者の権利利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。

#### イ 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

平成28年度千葉県教育功労者表彰については、表彰された者の氏名、所属等が千葉県ホームページに掲載されているが、本件不開示部分については掲載されておらず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

#### ウ 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

#### エ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

本件不開示部分のうち、氏名及び現在の職については、表彰の候補者となった原因である行為が職務に関係するか否かにかかわらず、表彰の候補者となったこと自体は、個人の評価に関する情報であって、職務の遂行に係る情報である

とは言えないことから、同号ただし書ハに該当しない。

本件不開示部分のうち、履歴書については、表彰された者に係る任用、給与、身分その他の当該者の人事に係る事務に用いるために実施機関によって保管されている詳細なものであり、その趣旨に鑑みると、当該者の人事管理上必要とされる当該者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハに該当しない。

本件不開示部分のうち、氏名、現在の職及び履歴書を除く部分については、表彰された者又は表彰の候補者に係る経歴が記録されており、当該者の人事管理上必要とされる当該者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハに該当しない。

オ 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、同号ただし書ニに該当しない。

### 3 弁明の理由について

審査請求人は、上記第3の2のとおり主張する。

しかし、上記2（2）のとおり、本件不開示部分は、表彰された者及び表彰の候補者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないこと等から、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 千葉県教育功労者表彰について

千葉県教育功労者表彰とは、教育行政・学校保健・芸術文化・社会教育・学校教育の5分野について、永年にわたり千葉県の教育・文化の発展に寄与した個人及び団体

の功績を称えるため、実施機関が年度ごとに実施しているものである。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年度千葉県教育功労者表彰について、県立学校事務職員部の表彰候補者を選出するため作成された起案文書及びその添付書類であり、起案用紙、候補者案、千葉県教育功労者表彰候補者（以下「表彰候補者」という。）の履歴書（人事カード）で構成されている。

実施機関は、本件対象文書中、氏名、現在の職、事務主幹等経験年数、関係団体役職経験年数、採用区分、処分歴、判断理由及び履歴書について、条例第8条第2号に該当するとして不開示とする本件決定を行っている。

## 3 本件決定について

審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めると主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性を、以下検討する。

### (1) 定年退職する者の氏名、現在の職及び事務主幹等経験年数について

本件対象文書には、別表1のとおり、平成28年度末に定年退職する者の氏名、現在の職及び事務主幹等経験年数が記載されており、実施機関は、上記情報を表彰候補者となった者を除き、条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、定年退職する者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものと認められる。

ところで、審査請求人は、上記情報は公務員の職務の遂行に係る情報であり、条例第8条第2号ただし書ハに該当する旨主張する。

この点、同号ただし書ハにいう、「当該情報はその職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報を指し、公務員等の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をその対象としているものと解される。

これを本件について見ると、本件対象文書は表彰候補者を決定するために平成28年度末に定年退職する者の氏名等が記載されているものであり、当該公務員の職務活動を記録したものではないため、当該公務員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。

また、上記情報が同号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 定年退職する者の関係団体役職経験年数、採用区分、処分歴について

本件対象文書には、別表1のとおり、定年退職する者の関係団体役職年数、採用区分及び処分歴が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

役職経験年数など個人の職務の経歴に関する情報は、社会通念上、公にされるようなものではなく、また、採用区分や処分歴等は人事管理の必要性から保有される情報であり、本人にとって特にみだりに公開されることを望まないものと解されることから、上記情報は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ところで、審査請求人は、上記(1)と同様、条例第8条第2号ただし書ハに該当する旨主張するが、関係団体役職経験年数については、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関の職員が当該団体の業務に従事する際には職務専念義務免除の申請を行った上でその業務に従事しているとのことであるから、本来の職務とは直接関係のない業務に係る情報であり、また、職員の採用区分及び処分歴といった情報は、上記で判断したとおり、職員の人事管理の必要性から実施機関が保有している情報と解される。

そうすると、上記情報は当該公務員の担任する事務を遂行する場合の当該活動についての情報とは言えず、当該公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないため、同号ただし書ハには該当しない。

また、上記情報が同号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 表彰候補者に該当するかの判断理由について

本件対象文書には、別表1のとおり、定年退職する者ごとに表彰候補者に該当するかの判断理由が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、事務主幹等経験年数や関係団体役職経験の有無等が記載されていることが認められた。

そうすると、上記情報は、上記（１）又は（２）で検討したとおり、条例第８条第２号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### （４）履歴書について

本件対象文書には、別表１のとおり、表彰候補者の履歴書が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第８条第２号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、履歴書には、表彰候補者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、本籍地、採用に関する事項、給与に関する事項、学歴、資格・免許に関する事項、休業・休暇に関する事項、研修に関する事項、職務に関して受けた表彰に関する事項、前歴に関する事項等が記載されているほか、採用から現在に至るまでの任用や昇給等の発令内容が記載されていることが認められた。

上記情報は、表彰候補者の個人に関する情報であることは明らかであり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、審査請求人は、履歴書のうち、職務の遂行に係る情報が記載されている部分は同号ただし書ハに該当する旨主張する。

この点、履歴書は、表彰候補者に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されているもので人事管理の必要性からも作成されたものであり、履歴書に記載の情報は、職場の同僚等を含め、通常他人に知られたいと考えられる表彰候補者の評価及び私事に関するものであると認められ、表彰候補者となった当該公務員の担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報とは言えず、当該公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。

ところで、当審査会が確認したところ、教育功労者として表彰された者の氏名及

び現在の職は千葉県ホームページ上で公表されており、本件対象文書に記載されている表彰候補者についても教育功労者として表彰され、同様に公表されていることが認められた。

そうすると、履歴書のうち、表彰候補者の氏名及び現在の職は、公表慣行が認められ、慣行として公にされている情報として、同号ただし書イに該当する。

以上のことから、履歴書のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報(表題及び各欄の項目名は除く。)は、開示すべきである。

また、履歴書のうち、表題及び各欄の項目名については、単なる項目にすぎず具体的な情報を示すものではないため、開示すべきである。

しかしながら、履歴書のその余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

よって、実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月 7日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成29年 7月18日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 7月30日	審議
平成30年 9月21日	審議

別表1

対象文書	不開示部分
本件対象文書	候補者案中、 定年退職する者の「氏名（表彰候補者となった者は除く。）」、「現在の職（表彰候補者となった者は除く。）」、「事務主幹等経験年数（表彰候補者となった者は除く。）」、「関係団体役職経験年数」、「採用区分」、「処分歴」及び「判断理由」
	表彰候補者の履歴書

別表2

対象文書	開示すべき情報
本件対象文書	表彰候補者の履歴書中、 「表題」及び「各欄の項目名」並びに 表彰候補者の「氏名」及び「現在の職」

(参考)

## 千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)